

# 座間市工事成績評定結果の公表に関する実施要領

(趣旨)

## 第1条

この要領は、入札・契約手続きの透明性の確保及び契約の適正な履行の確保を図るため、本市の発注する工事又は製造（物品の製造を除く。以下「工事」という。）の請負契約に係る工事成績評定の結果の公表に関する事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 請負工事の適正かつ効率的な施行を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(公表の対象)

第3条 公表の対象は、次の号に定める工事のうち完成検査が完了したものとする。

座間市工事等検査規程第4条の規定により工事成績の評定を行った請負工事(以下「工事」という。)とする。

(公表の内容)

第4条 前条に該当する工事については、座間市請負工事成績評定要領第6条により工事成績評定通知書により通知された内容とし、別表のとおりとする。

(評点の公表)

第5条 評定の結果を請負人に通知後、「座間市ホームページにより」公表するものとする。

2 前項の場合において、「工事成績評定結果」に関する問合せは、原則として受け付けないものとする。

(公表の期間)

第6条 公表に供する期間は、公表開始年度から翌々年度の末日までとする。

附則

この要領は、平成21年7月1日より施行し、同日以降契約締結工事から適用する。

附則

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

